子吉川地域森林計画変更計画　新旧対照表

変更計画案	現行計画
（表紙）省略	（表紙）省略
（目次）	（目次）
Ⅱ　計画事項	Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１	第１　計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１	第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・　１	１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・１１
（１）森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１	（１）森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１	（２）森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・　２	（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・１４
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６	２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第３　森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６	第３　森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）　・・・・・・・　６	１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）　・・・・・・・１５
（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・　６	（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・１５
（２）立木の標準伐期齢に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７	（２）立木の標準伐期齢に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（３）その他必要な事項　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７	（３）その他必要な事項　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７	２　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（１）人工造林に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７	（１）人工造林に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（２）天然更新に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８	（２）天然更新に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針・・・・・・・・・　８	（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針・・・・・・・・・１８
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８	（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
３　間伐及び保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８	３　間伐及び保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針・・・・　９	（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針・・・・１９
（２）保育の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９	（２）保育の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９	（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　９	４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
（１）公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９	（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・１１	（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・２３
（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１	（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・１２	５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・１２	（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・２３
（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２	（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３	（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・１３	（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（５）林産物の搬出方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３	（５）林産物の搬出方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（６）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３	（６）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３	６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３	（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・１４	（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・２７

（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域にかかる基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（４）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・１５
（５）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針・・・・・１５
（６）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・１５
（７）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第４　森林の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
１　森林の土地の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・１６
（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・１６
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　保安施設に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（１）保安林の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（２）保安施設地区の指定に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）治山事業の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（４）特定保安林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（５）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
３　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（２）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・・１８
（１）森林病害虫等の被害対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・・・１８
（３）林野火災の予防の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項・・・・・・１９
（１）保健機能森林の区域の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第６　計画量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
１　伐採立木材積及び間伐立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２　森林施業面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
３　人工造林及び天然更新別の造林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
４　林道の開設及び拡張に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（１）市町村別内訳表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（２）箇所別内訳表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等・・・・・・・・・・・・・・・２３
（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等・・・２３
（３）実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第７　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
１　保安林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（１）制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・２７
（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針・・・・・２８
（５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・２８
（６）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第４　森林の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
１　森林の土地の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・２９
（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・２９
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２　保安施設に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（１）保安林の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（２）保安施設地区の指定に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（３）治山事業の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（４）特定保安林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（５）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
３　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（２）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（２）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・・３２
（１）森林病害虫等の被害対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・・・３２
（３）林野火災の予防の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項・・・・・・３３
（１）保健機能森林の区域の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
第６　計画量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
１　間伐立木材積その他の伐採立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
２　間伐面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
３　人工造林及び天然更新別の造林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
４　林道の開設及び拡張に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（１）市町村別内訳表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（２）箇所別内訳表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等・・・・・・・・・・・・・・・４１
（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等・・・４２
（３）実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
第７　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
１　保安林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（１）制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

（2）森林の保護及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５
（1）水と緑の条例に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

市町村別面積省略

○市町村別面積

区分			面積（ha）	備考
総数			81,816	( )内は旧市町村名
市町村別内訳	市町村名			
	由利本荘市	（本荘市）	10,294	
		（矢島町）	6,814	
		（岩城町）	8,011	
		（由利町）	6,307	
		（西目町）	2,102	
		（鳥海町）	14,940	
		（東由利町）	9,857	
		（大内町）	12,077	
		合計	70,401	
	にかほ市	（仁賀保町）	4,153	
		（金浦町）	535	
		（象潟町）	6,726	
		合計	11,414	

注）1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第１項の開発行為の許可、同第10条の7の2第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の８第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林資源造成課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

（2）森林の保護及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
（1）水と緑の条例に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

市町村別面積省略

○市町村別面積

区分			面積（ha）	備考
総数			81,645	( )内は旧市町村名
市町村別内訳	市町村名			
	由利本荘市	（本荘市）	10,292	
		（矢島町）	6,741	
		（岩城町）	7,997	
		（由利町）	6,303	
		（西目町）	2,104	
		（鳥海町）	14,936	
		（東由利町）	9,833	
		（大内町）	12,053	
		合計	70,259	
	にかほ市	（仁賀保町）	4,142	
		（金浦町）	535	
		（象潟町）	6,708	
		合計	11,385	

注）1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第１項の開発行為の許可、同第10条の7の2第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の８第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林資源造成課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項 **１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項** （１）森林の整備及び保全の目標 全国森林計画に即して、全般に積雪量が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本計画区の人工林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策の加速化や、自然的条件等に応じた針広混交林等による天然林への移行を推進するほか、天然林については天然力を活用した施業を推進することとします。 また、地質や積雪など地域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとします。 加えて、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。 なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の姿は次のとおりとします。 以下省略 **（２）森林の整備及び保全の基本方針** 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。 具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵（かん）養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性の保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林の集積・集約化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。 これらの取組に当たり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。以下同じ。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件がよい林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業森林の区域（以下「効率的施業森林区域」という。）の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持します。 林業適地以外にあるものについては、帯状等の伐採と侵入広葉樹の活用により、天然林へ移行します。 また、現状が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行います。 その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。 また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。 加えて、航空レーザ計測等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。 あわせて、野生鳥獣による森林被害を含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や、森林ＧＩＳの効果的な活用を図ります。 また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成 26 年条例第 61 号）に基づき、水源森林地域に指定された森林を、水源涵（かん）養機能森林の中で重ねて設定することとします。 なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。	**第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項** **１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項** （１）森林の整備及び保全の目標 全国森林計画に即して、全般に積雪量が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本計画区については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策を加速化するほか、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林を維持することとします。 また、地質や積雪など地域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとします。 加えて、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。 なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の姿は次のとおりとします。 以下省略 **２）森林の整備及び保全の基本方針** 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。 具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵（かん）養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・森林レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。 その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮します。 また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。 加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。 あわせて、野生鳥獣による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ります。 また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成 26 年条例第 61 号）に基づき水源森林地域に指定された森林を、水源涵（かん）養機能森林の中で重ねて設定することとします。 なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

※　地域森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを、「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図ることとします。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林についてい針広混交化等により天然林への移行を推進するなど天然力を活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
水源森林地域	省略
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林が所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

※　地域森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを、「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
水源森林地域	省略
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

	また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	省略
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度なかく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育・間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。 また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進することとします。

注）１　森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。

２　これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能がありますが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等については、以下のとおり定めます。

区　分		現　況	計画期末
面積	人工林（ha）	48,785	47,109
	天然林（ha）	32,811	33,465
	利活用により機能の維持増進を図る天然林（ha）	223	1,245
森林蓄積（m^3/ha）		331	338

注）１　現況は令和７年３月31日現在の数値です。

２　森林蓄積は、立木地の蓄積です。

３　「人工林」とは主として植栽または人工下種により成林している森林で伐採跡地を含みます。

４　「天然林」とは主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含みます。

５　「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」とは適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林です。

	また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	省略
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育・間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。

注）１　森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。

２　これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能がありますが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、活保持すべき森林資源の状態等については、以下のとおり定めます。

区　分		現　況	計画期末
面　積	育成単層林（ha）	96,991	96,228
	育成複層林（ha）	2,506	4,263
	天然生林　（ha）	91,545	90,553
森林蓄積（m^3/ha）		273	283

注）１　現況は令和６年３月３１日現在の数値です。

２　森林蓄積は、立木地の蓄積です。

３　「育成単層林」とは森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林です。

４　「育成複層林」とは森林を構成する林木を択伐により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林です。

５　「天然生林」とは主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林です。

２　省略	２　省略
第３　森林の整備に関する事項 １　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） （１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとします。 なお、主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。	第３　森林の整備に関する事項 １　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） （１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとします。 なお、主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。
ア　主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採面積の縮小・分散に取り組むとともに、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。 また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとし、伐採造林届出制度等を通じて、主伐時における伐採・搬出の指針等を踏まえた伐採・搬出を確実に実施することとします。	ア　主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。 また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。
イ　伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとし、生物多様性の保全等の観点から、多様な伐期による伐採に努めることとします。 また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うこととします。 また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。 伐採後の更新が天然更新により行う場合には、対象森林における前生稚樹の生育状況のほか、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況等に配慮することとします。	イ　伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。 また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。 また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。 伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。
ウ　林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、生物多様性の保全等の観点から、渓流周辺や尾根筋等の森林においては、人工林か天然林かを問わず所要の保護樹帯を設置することとします。	ウ　林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。
エ　皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ることとします。	エ　皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ることとします。
オ　択伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導し、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する事を勘案して行うこととします。	オ　択伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導し森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する事を勘案して行うこととします。
（２）～（３）省略	（２）～（３）　省略
２　造林に関する事項 （１）人工造林に関する指針 人工造林については、林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。	２　造林に関する事項 （１）人工造林に関する指針 人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。
ア　人工造林の対象樹種に関する指針 市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、既往の造林地の生育状況、気候、地形、土壌等の自然的条件等に適合する適地適木を旨とし、木材需要も勘案のうえ、造林が容易で健全に生育し材	ア　人工造林の対象樹種に関する指針 市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、既往の造林地の生育状況、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を旨とし、木材需要も勘案のうえ、造林が容易で健全に生育し材質

質等に優れている樹種を選定するものとし、針葉樹はスギ、カラマツを主体に、広葉樹はケヤキ、ブナ、ナラ類等の有用広葉樹を主体とします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、苗木の選定にあたっては、成長等の優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性の保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めることとします。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

①　人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準とします。

樹　種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
ス　ギ	疎密度仕立て（収量比数0.5）	1,500～2,100
	疎～中庸密度仕立て（収量比数0.6）	2,101～2,500
	中庸密度仕立て（収量比数0.7）	2,501～3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然的条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする複層状態の森林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

②　省略

ウ　省略

（2）天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径の対象森林の現況はもとより、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア～ウ　省略

（3）～（4）省略

3　省略

4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　省略

（1）ア　省略

イ　施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）	①地形 a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 渓床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ②気象 a 年平均又は季節的降水量の多い地域	伐期の延長のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小

等に優れている樹種を選定するものとし、針葉樹はスギ、カラマツを主体に、広葉樹はケヤキ、ブナ、ナラ類等の有用広葉樹を主体とします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、花粉発生源対策の加速化を図るため、特定苗木や少花粉スギなど花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めることとします。

人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

①　人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準とします。

樹　種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
ス　ギ	疎密度仕立て（収量比数0.5）	1,500～2,100
	疎～中庸密度仕立て（収量比数0.6）	2,101～2,500
	中庸密度仕立て（収量比数0.7）	2,501～3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

②　省略

ウ　省略

（2）天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア～ウ　省略

（3）～（4）省略

3　省略

4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　省略

（1）ア　省略

イ　施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）	①地形 a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 渓床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ②気象 a 年平均又は季節的降水量の多い地域	伐期の間隔の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小

	b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③その他 a 大面積の伐採が行われることが多い地域	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （山地災害防止機能／土壌保全機能）	省略	省略
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （快適環境形成機能）	①都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成しているもの ②市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林	省略
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）	省略	省略

（2）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林の区域について第２の１の（２）の表に基づき設定します。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、６（３）の特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように施業方法を定めることとします。

イ　施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、当該区域のうち、林業適地においては主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては更新補助作業等を行うこととします。

また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

	b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③その他 a 大面積の伐採が行われがちな地域	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （山地災害防止機能／土壌保全機能）	省略	省略
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （快適環境形成機能）	①都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 ②市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林	省略
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）	省略	省略

2）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように施業方法を定めることとします。

イ　施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

（3）省略	（3）省略
5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 （1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」から成るものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。 また、林道及び林業専用道の整備については、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、改築・改良を含む林道の質的な向上も推進することとします。 その際、幅員の拡幅や土場等の適切な設置等により、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応することとします。また、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備や河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、排水機能の向上等による路網の機能強化・長寿命化による強靭化を推進するほか、林地保全の観点から適切な搬出方法が選択できるようにするため、架線集材に対応した土場等を備えた林地の整備も推進することとします。 さらに、ＩＣＴのデジタル技術を積極的に活用することで、路網の整備や管理の効率化を図ることとします。 また、平成24年３月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道等整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。 既設林道及び林業専用道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ることとします。	5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 （1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。 また、林道及び林業専用道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとします。 特に、林道及び林業専用道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進することとします。 また、平成24年３月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道等整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。 既設林道及び林業専用道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ることとします。
○基幹路網の現状 省略	○基幹路網の現状　省略
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 林道等路網の整備に当たっては、林業機械の開発や実装の進展状況等も考慮しながら、林道及び林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。 その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。 ○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 表　省略 注１　「急傾斜地の」＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化等を推進する森林における路網密度である。	（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 林道等路網の整備に当たっては、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、林道及び林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。 その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。 ○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 表　省略 注１　「急傾斜地の」＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化等育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。
（3）～（6）省略	（3）～（6）省略
6　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市町村、森林・林業・木材産業等関係者の合意形成を図りつつ、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。	6　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市町村、森林・林業・木材産業等関係者の合意形成を図りつつ、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。
（1）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、市町村に加え、長期にわたり持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を進めるため、森林経営管理制度や森林経営計画制度等を活用するとともに、必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進することとします。 その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報、不動産登記情報、森林経営管理制度による意向調査結果等により得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図ることとします。 あわせて、航空レーザ計測等により整備した情報等のオープンデータ化を進めることとします。 このほか、森林の集積・集約化を担う森林施業プランナー及び森林所有者に造林地の集積の働きかけを行う「あ	（1）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めます。 その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。 あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとします。 このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナー及び森林所有者に造林地の集積の働きかけを行う「あきた造

きた造林マイスター」の育成を進めます。 また、森林施業の共同実施や作業路網等の施設の維持運営等を内容とする施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。 あわせて、森林の適正な整備及び保全を図る観点からも、森林境界の明確化など条件整備を推進することとします。 さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。	林マイスター」の育成を進めます。 また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。 あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとします。 さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。
（2）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めることとします。 特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組の促進に関する方針を定めることとします。 また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組の促進に関する事項を記載することとします。	**（2）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針** 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進することとします。
（3）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針 ア　区域の設定の基準 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとします。 イ　施業の方法に関する指針 施業の方法として木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採方法等を定めるとともに、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うほか、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとします。	
（4）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 林業従事者の養成及び確保については、就業相談会の開催、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を推進するとともに、女性等の活躍・定着、外国人材の円滑な受入れ等に向けた環境整備に取り組むこととします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技術検定制度の活用の促進等により、全産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。 あわせて、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を担う多様な林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。	**（3）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針** 林業従事者の養成及び確保については、就業相談会の開催、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ります。 これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。
（5）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 作業システムの高度化については、伐採や搬出における労働安全の確保と生産性の向上、造林の省力化・低コスト化や労働負荷の軽減、森林管理から生産流通全体の効率化に向け、林業機械の遠隔操作、自動運転、林内走行等含むスマート林業技術の開発や実装を進めるとともに、その導入と稼働率の向上等を図ることとします。 その際、人工知能をはじめとするデジタル技術を用いた森林資源調査や川上・川中・川下の関係者間の円滑なデータ連携に積極的に取り組むこととします。 また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用	**（4）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針** 作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図ることとします。 その際、ＩＣＴの活用等により、木材の生産管理の効率化に努めることとします。 また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械

体制の整備について積極的に取り組むこととします。	の利用体制の整備について積極的に取り組むこととします。
（6）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続に係る取組の実施状況等を踏まえつつ、木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給等に向けて取り組み、国産材の競争力強化に努めることとします。 また、木材にかかるコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年 11 月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し等を進めることとします。 あわせて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ることとします。こうした取組等を通じて、合法性及び持続性を市場に訴求するとともに、需給動向や木材に係るコスト構造の理解等を進め、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけていくこととします。 平成 28 年４月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、公共建築物の木造・木質化の推進や、県産材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図るほか、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします。 また、地域においても工務店等がグループ化し、住宅における県産木材製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進することとします。 加えて、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取り組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組みを推進することとします。	**（5）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針** 林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとします。 また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。 平成 28 年４月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、公共建築物の木造・木質化の推進や、県産材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図るほか、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします。 また、地域においても工務店等がグループ化し、住宅における県産木材製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進することとします。 加えて、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取り組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組みを推進することとします。
ア～ウ　省略	**ア～ウ　省略**
（7）その他必要な事項 森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村地域の発展の観点から、林業・木材産業の成長・発展を通じ、地域内の経済循環を推進するとともに、森林空間の活用を含む「森業」等の推進により、山村における就業・収入機会の創出や、移住・定住の促進及び山村地域と多様に係わる関係人口の創出・拡大を図ることとします。 さらに、山村地域を支える集落の生活基盤となる里山林等については、自伐型林業等の専ら自家労働力等により木材生産等を実施する民間事業者や地域住民やＮＰＯ等の多様な主体による継続的な保全管理や利用等を推進することとします。	**（6）その他必要な事項** 森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進することとします。 また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進します。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やＮＰＯ等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めることとします。
第４　森林の保全に関する事項 **１　森林の土地の保全に関する事項** **（1）～（2）　省略**	**第４　森林の保全に関する事項** **１　森林の土地の保全に関する事項** **（1）～（2）　省略**
（3）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図るため、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林など安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。 また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。	**（3）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項** 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。 また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずることとします。 林地への再生可能エネルギー発電施設の設置に当たっては、県土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていくこととします。 加えて、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電施設の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、令和７年の森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の改正等による許可条件違反に対する罰則の規定の新設や許可基準の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用することとします。 あわせて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。	さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずることとします。 なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮することとします。 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。
（４）　省略 ２　保安施設に関する事項 （1）～（２）　省略 （３）治山事業の実施に関する方針 近年の大雨の激化・頻発化による土砂流出及び山腹崩壊の激甚化等、災害の発生形態の変化などを勘案し、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立って、本数調整伐や植栽などの森林整備や渓間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全など、災害に強い地域づくりに関する取組を実施することとします。 なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、森林病害虫や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策に関する施策、流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など関係者と連携した流木対策に関する施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策を推進することとします。	（４）　省略 ２　保安施設に関する事項 （1）～（２）　省略 （３）治山事業の実施に関する方針 近年の大雨の激化・頻発化による土砂流出及び山腹崩壊の激甚化等、災害の発生形態の変化などを勘案し、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立って、本数調整伐や植栽などの森林整備や渓間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全など、災害に強い地域づくりに関する取組を実施することとします。 なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策を推進することとします。
（4）～（５）　省略 ３　鳥獣害の防止に関する事項　省略 ４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 （１）森林病害虫等の被害対策の方針 森林の病害虫の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、針広混交林化や広葉樹林化等により病虫害、鳥獣害、寒風害、林野火災等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。 特に、松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動、ドローンを活用した被害木の判定や効率的な薬剤散布等、駆除予防措置の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。 また、ナラ枯れ被害については、市町村と連携し徹底した監視を行うとともに、「守るべきナラ林」及び重点地域の予防対策を実施し、加えて、大径化等により被害拡大の恐れがあることを踏まえ、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進し、国有林とも連携を図りながらナラ枯れに強い森林を育成するなど、広葉樹林の整備を積極的に推進することで被害の未然防止を図ることとします。	（4）～（５）　省略 ３　鳥獣害の防止に関する事項　省略 ４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 （１）森林病害虫等の被害対策の方針 森林の病害虫の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。 特に、松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。 また、ナラ枯れ被害については、市町村と連携し徹底した監視を行うとともに、「守るべきナラ林」及び重点地域の予防対策を実施し、加えて、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進し、国有林とも連携を図りながらナラ枯れに強い森林を育成するなど、被害対策を推進します。
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く） ニホンジカの目撃情報が増加していることから、関係行政機関等で情報収集と共有化を図ることとします。 一方で、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向け、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天	（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く） 隣接県において被害が報告されているニホンジカの目撃情報が増加していることから、関係行政機関等で情報収集と共有化を図ることとします。 一方で、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮し

然林への確実な移行を行い、野生鳥獣の移動抑制に繋がるよう、林業の活性化や里山林整備活動を促進させるとともに、緩衝帯の整備等により野生鳥獣との棲み分けを図ることとします。

特に、クマに関しては「クマ被害対策パッケージ」（令和７年11月クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、対応を行うこととします。

（３）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」（令和７年８月大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会とりまとめ）を踏まえ、火入れの制度の周知など林野火災に係る広報・啓発の強化や、多様な林相への誘導、消火活動に資する林道の整備を図りつつ、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを進めることとします。

また、森林病害虫の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施に当たっては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うよう、普及啓発に努めることとします。

（４）省略

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

（１）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等の保健機能の高い森林のうち、森林の存する地域の実情や森林の利用者の意向等からみて、自然環境の保全に配慮しながら森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

（２）　省略

第６　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

省略

２　森林施業面積

森林施業面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区　　分		森林施業面積
総　　数		25,800
	前半５カ年の計画量	12,764
	後半５カ年の計画量	13,036
市町村別内訳	由利本荘市	21,930
	にかほ市	3,870

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

省略

た緩衝帯の整備等を推進することとします。

（３）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適宜実施するなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進することとします。

また、森林病害虫の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施に当たっては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うよう、普及啓発に努めることとします。

（４）省略

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

（１）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

（２）　省略

第６　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

省略

２　間伐面積

間伐面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区　　分		間伐面積
総　　数		17,170
	前半５カ年の計画量	8,585
	後半５カ年の計画量	8,585
市町村別内訳	由利本荘市	14,679
	にかほ市	2,491

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

省略

4　林道の開設及び拡張に関する計画

（1）市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区　分	開設（新設・改築）			拡　張			備　考
	路線数	延　長	利用面積	改　良	舗　装		
				箇所数	路線数	延　長	
総　数	20	40.0	2,228	70	28	89.6	
前　期	9	20.0	840	6	2	6.5	
後　期	11	20.0	1,388	64	26	83.1	
由利本荘市	12	27.5	1,460	62	24	76.4	
にかほ市	8	12.5	768	8	4	13.2	
合　計	20	40.0	2,228	70	28	89.6	

注）　前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

（2）箇所別内訳表（開設／新設・改築）

単位（延長：km、面積：ha）

種　類	区　分	位　置（市町村）		路線名	延　長	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備　考
			旧市町村						
自動車道		由利本荘市	本荘市	鳥田目	1.0	123			
	林業専用道			泉沢赤田	1.9	89			規格相当
	林業専用道			赤田	2.1	72			規格相当
	林業専用道		矢島町	貝喰	2.7	168			
	林業専用道			二夕又	6.0	200	○		
	林業専用道		岩城町	喜左エ門山	1.8	91	○		
	林業専用道			湯殿沢山	2.8	110	○		
			由利町	金坂	3.3	119			
	林業専用道			金山２号	1.8	89	○		
	林業専用道			南由利原	2.0	150	○		
			西目町	孫七山	0.6	209			
			鳥海町						
	林業専用道		東由利町	牧山	1.5	40	○		
			大内町						
		小計		12	27.5	1,460	6		
自動車道		にかほ市	仁賀保町	小台野	1.2	103			
				冬師山	2.5	113			
	林業専用道			鞍掛	1.3	30	○		
				松山	1.4	134			
				菅谷地	2.2	155			
	林業専用道			長落	1.1	103			
	林業専用道			棚上	1.1	50	○		
	林業専用道			大砂川洗釜	1.7	80	○		
		小計		8	12.5	768	3		
合　計				20	40.0	2,228	9		

注）　1　終点側の林道は路線数として数えないこととする。
　　2　前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
　　3　区分に記載のない路網は林道である。

4　林道の開設及び拡張に関する計画

（1）市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区　分	開設（新設・改築）			拡　張			備　考
	路線数	延　長	利用面積	改　良	舗　装		
				箇所数	路線数	延　長	
総　数	22	45.6	2,448	68	28	89.6	
前　期	9	20.0	840	5	2	6.5	
後　期	13	25.6	1,608	63	26	83.1	
由利本荘市	13	32.5	1,575	60	24	76.4	
にかほ市	9	13.1	873	8	4	13.2	
合　計	22	45.6	2,448	68	28	89.6	

注）　前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

（2）箇所別内訳表（開設／新設・改築）

単位（延長：km、面積：ha）

種　類	区　分	位　置（市町村）		路線名	延　長	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備　考
			旧市町村						
自動車道		由利本荘市	本荘市	鳥田目	1.0	123			
	林業専用道			泉沢赤田	1.9	89			規格相当
	林業専用道			赤田	2.1	72			規格相当
	林業専用道		矢島町	貝喰	2.7	168			
	林業専用道			二夕又	6.0	200	○		
	林業専用道		岩城町	喜左エ門山	1.8	91	○		
	林業専用道			湯殿沢山	2.8	110	○		
			由利町	金坂	3.3	119			
	林業専用道			金山	5.0	115			規格相当
	林業専用道			金山２号	1.8	89	○		
	林業専用道			南由利原	2.0	150	○		
			西目町	孫七山	0.6	209			
			鳥海町						
			東由利町	牧山	1.5	40	○		
			大内町						
		小計		13	32.5	1,575	6		
自動車道		にかほ市	仁賀保町	小台野	1.2	103			
				冬師山	2.5	113			
	林業専用道			鞍掛	1.3	30	○		
			象潟町	小台	0.6	105			
				松山	1.4	134			
				菅谷地	2.2	155			
	林業専用道			長落	1.1	103			
	林業専用道			棚上	1.1	50	○		
	林業専用道			大砂川洗釜	1.7	80	○		
		小計		9	13.1	873	3		
合　計				22	45.6	2,448	9		

注）　1　終点側の林道は路線数として数えないこととする。
　　2　前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
　　3　区分に記載のない路網は林道である。

（2）箇所別内訳表（拡張／改良）

種　類	区　分	位　置（市町村）	旧市町村	路　線　名	改　良 箇所数	前半５カ年 の計画箇所	対図 番号	備　考
自動車道		由利本荘市	本荘市	大築	1			
				素野	1			
				鬼倉山	2			
				荒沢座	1	○		
				宮沢	1	○		
				狩ヶ沢線	1	○		
			矢島町	二ノ岐	2			
				中貝喰	1			
				富山	1			
				第一富山	1			
				荒倉	1			
				寒長根	1	○		
				根洗場	1	○		
			岩城町	中ノ沢	5			
				冷田沢	2			
			由利町	面間ヶ沢	3			
				南ヶ沢	1			
				綱木沢	2			
			西目町	金谷	1			
			鳥海町	大膳ヶ沢	2			
				千足支	3			
				外山	3			
				湯の沢	2	○		
				葎沢	2			
				沢内	2			
				新沢平	1			
				千足	1			
				松木沢	1			
				月山	1			
			東由利町	石塚	1	○		
				ボツメキ	1			
			大内町	中の沢支	1			
				福田沢	1			
				矢走	3			
				軽井沢福沢	2			
				中ノ沢	2			
				長根山	1			
				北出羽丘陵	2			
				岩城大内	1			
		小計		39	62	7		

（2）箇所別内訳表（拡張／改良）

種　類	区　分	位　置（市町村）	旧市町村	路　線　名	改　良 箇所数	前半５カ年 の計画箇所	対図 番号	備　考
自動車道		由利本荘市	本荘市	大築	1			
				素野	1			
				鬼倉山	2			
				狩ヶ沢線	1	○		
			矢島町	二ノ岐	2			
				中貝喰	1			
				富山	1			
				第一富山	1			
				荒倉	1			
				寒長根	1	○		
				根洗場	1	○		
			岩城町	中ノ沢	5			
				冷田沢	2			
			由利町	面間ヶ沢	3			
				南ヶ沢	1			
				綱木沢	2			
			西目町	金谷	1			
			鳥海町	大膳ヶ沢	2			
				千足支	3			
				外山	3			
				湯の沢	2	○		
				葎沢	2			
				沢内	2			
				新沢平	1			
				千足	1			
				松木沢	1			
				月山	1			
			東由利町	石塚	1			
				ボツメキ	1			
			大内町	中の沢支	1			
				福田沢	1			
				矢走	3			
				軽井沢福沢	2			
				中ノ沢	2			
				長根山	1			
				北出羽丘陵	2			
				岩城大内	1			
		小計		37	60	4		

種　類	（区分）	位 置（市町村）		路 線 名	改　良 箇所数	前期５カ 年の計画 箇所	図面 番号	備　考
			旧市町村					
自動車道		にかほ市	仁賀保町	羽場山	2			
				程ヶ沢	2			
				菅谷地	1	○		
			象潟町	観音森	2			
				栗山	1			
		小計		5	8	1		
合　　計				44	70	8		

注）前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

（２）箇所別内訳表（拡張／舗装）　省略

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画
（１）～（２）省略

種　類	（区分）	位 置（市町村）		路 線 名	改　良 箇所数	前期５カ 年の計画 箇所	図面 番号	備　考
			旧市町村					
自動車道		にかほ市	仁賀保町	羽場山	2			
				程ヶ沢	2			
				菅谷地	1	○		
			象潟町	観音森	2			
				栗山	1			
		小計		5	8	1		
合　　計				42	68	5		

注）前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

（２）箇所別内訳表（拡張／舗装）　省略

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画
（１）～（２）省略

（3）実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主　な　工　種	備　考
市町村	旧市町村	区　域		前半５カ年の計画		
由利本荘市	本荘市	南ノ股	3	3	渓間工	
		赤田	10	10	渓間工・山腹工	
		北ノ股	1	1	渓間工・山腹工	
		大中ノ沢	2	2	渓間工・山腹工	
		土谷	1	1	山腹工	
		大浦	1	1	渓間工	
		館前	1	1	山腹工	
		大沢	1	1	山腹工	
		金山	1	1	山腹工	
		鳥田目	2	2	渓間工・山腹工	
		船岡	1	1	山腹工	
		薬師堂	1	1	山腹工	
		山内	2	2	渓間工・山腹工	
		大築	1	1	渓間工	
	矢島町	矢島町川辺	4	4	渓間工・山腹工	
		矢島町立石	1	1	渓間工	
		矢島町荒沢	2	2	山腹工	
		矢島町新荘	2	2	渓間工・山腹工	
		矢島町木在	2	2	渓間工・山腹工	
	岩城町	岩城内道川	2	2	渓間工	
		岩城滝俣	1	1	渓間工	
		岩城勝手	1	1	植栽工・下刈	
		岩城君ヶ野	3	3	渓間工・山腹工	
	由利町	川西	2	2	渓間工・山腹工	
		西沢	3	3	渓間工・山腹工	
		町村	3	3	山腹工	
		久保田	1	1	山腹工	
		堰口	2	2	山腹工	
		森子	1	1	山腹工	
	鳥海町	鳥海町下川内	3	3	渓間工・山腹工	
		鳥海町上笹子	6	6	渓間工・山腹工・地下水排除工	
		鳥海町下笹子	2	2	渓間工・山腹工・地下水排除工	
		鳥海町小川	2	2	山腹工	
		鳥海町中直根	1	1	山腹工	
		鳥海町下直根	1	1	山腹工	
		鳥海町栗沢	2	2	山腹工	
	東由利町	東由利法内	3	3	渓間工・山腹工	
		東由利田代	5	5	渓間工	
		東由利蔵	1	1	山腹工	
		東由利杉森	1	1	山腹工・地下水排除工	
		東由利宿	2	2	渓間工・山腹工	
		東由利黒渕	1	1	山腹工	
		東由利舘合	3	3	渓間工・山腹工	

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

省略

第７　その他必要な事項

省略

（3）実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主　な　工　種	備　考
市町村	旧市町村	区　域		前半５カ年の計画		
由利本荘市	本荘市	南ノ股	3	3	渓間工	
		赤田	10	10	渓間工・山腹工	
		北ノ股	1	1	渓間工・山腹工	
		大中ノ沢	2	2	渓間工・山腹工	
		土谷	1	1	山腹工	
		大浦	1	1	渓間工	
		館前	1	1	山腹工	
		大沢	1	1	山腹工	
		金山	1	1	山腹工	
		鳥田目	1	1	渓間工	
		船岡	1	1	山腹工	
		薬師堂	1	1	山腹工	
		山内	2	2	渓間工・山腹工	
	矢島町	矢島町川辺	4	4	渓間工・山腹工	
		矢島町立石	1	1	渓間工	
		矢島町荒沢	1	1	山腹工	
		矢島町新荘	2	2	渓間工・山腹工	
		矢島町木在	2	2	渓間工・山腹工	
	岩城町	岩城内道川	2	2	渓間工	
		岩城滝俣	1	1	渓間工	
		岩城勝手	1	1	下刈	
		岩城君ヶ野	3	3	渓間工・山腹工	
	由利町	川西	2	2	渓間工・山腹工	
		西沢	3	3	渓間工・山腹工	
		町村	2	2	山腹工	
		久保田	1	1	山腹工	
		堰口	2	2	山腹工	
		森子	1	1	山腹工	
	鳥海町	鳥海町下川内	3	3	渓間工・山腹工	
		鳥海町上笹子	6	6	渓間工・山腹工・地下水排除工	
		鳥海町下笹子	2	2	渓間工・山腹工・地下水排除工	
		鳥海町小川	2	2	山腹工	
		鳥海町中直根	1	1	山腹工	
		鳥海町下直根	1	1	山腹工	
		鳥海町栗沢	1	1	山腹工	
	東由利町	東由利法内	3	3	渓間工・山腹工	
		東由利田代	5	5	渓間工	
		東由利蔵	1	1	山腹工	
		東由利杉森	1	1	山腹工・地下水排除工	
		東由利宿	2	2	渓間工・山腹工	
		東由利黒渕	1	1	山腹工	
		東由利舘合	3	3	渓間工・山腹工	

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

省略

第７　その他必要な事項

省略